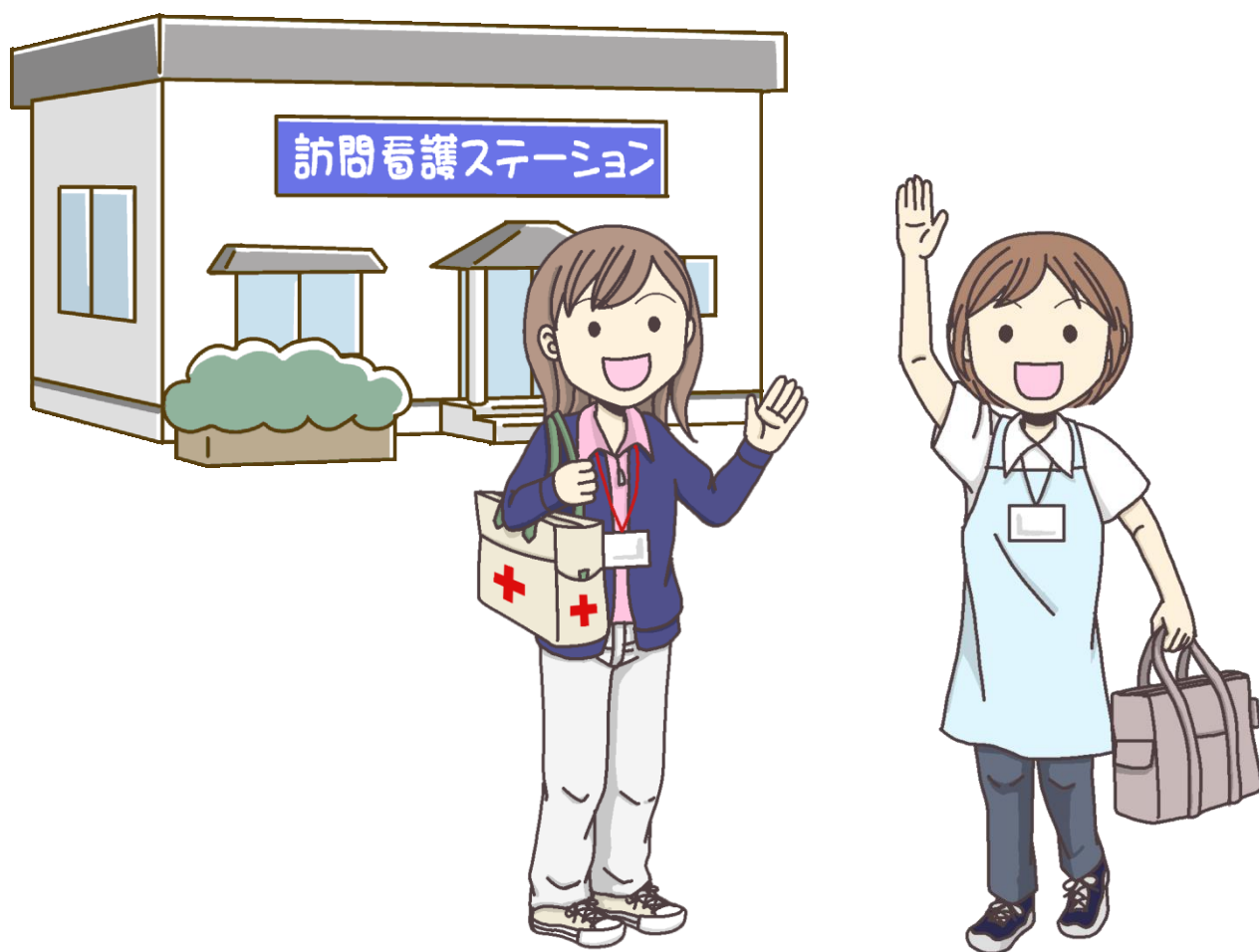


看護補助者との 複数名訪問看護加算 活用のためのガイド

Ver. 1

変更があった際は、当協会ホームページ上にて
最新の Version を掲載いたします。



一般社団法人全国訪問看護事業協会

本ガイドの作成にあたって

近年、医療現場におけるチーム医療の広がりに伴い、看護職をはじめとした医療関係職が専門性を必要とする業務に専念するための業務分担が推進されています。訪問看護に関しても、平成24年4月の診療報酬改定で、訪問看護療養費の「複数名訪問看護加算」に「看護補助者との同行」が加わり、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が看護補助者との同行訪問をした場合に加算を算定できるようになりました。

医療機関における役割分担については、平成19年12月の厚生労働省医政局通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の中で、患者の状態を踏まえて総合的に判断した上で事務職員や看護補助者を活用することは可能であり、専門性の高い業務に医師や看護師等の医療関係職を集中させることが、医師や看護師等の医療関係職の負担を軽減する観点からも望ましいとして、各医療機関で効率的な業務運営がなされるよう、適切な人員配置や役割分担が推進されました。平成22年3月厚生労働省「チーム医療の推進について（チーム医療の推進に関する検討会報告書）」では、医療機関における医療職と看護補助者等の事務職員との効率的な協働に関する検討の必要性が示されました。そして、平成24（2012）年4月の診療報酬改定では、医療機関における看護補助者等の配置が、それまでの基準を上回って手厚く評価されました。これに伴い、訪問看護ステーションでも看護補助者との同行訪問に対する加算が設定されました。

指定訪問看護を実施する際に、看護師と看護補助者が2名でケアをすることで看護師が単独で訪問をするよりも、重介護状態や医療ニーズの高い利用者がより安楽にケアを受けられることがあります。また、看護師にとっても単独でケアを実施するよりも安全に手早くケアや処置を行うことができ、訪問時間を効率的に使うことが可能となるというメリットもあります。例えば、以下のような場面が考えられます。

- ・人工呼吸器を装着している利用者のケア（清拭や洗髪等）をする場合
- ・重度の褥瘡処置を行う場合
- ・症状の強い利用者のケアを短時間で実施する場合
- ・処置等をするときに利用者の身体を支える必要があるとき

利用者にとって安全で安楽な看護ケアの提供のために、看護補助者との複数名訪問看護加算を活用することも選択肢のひとつです。これまではあまり活用されていませんが、訪問看護ステーションの管理者に加算の概要を知っていただくことで、制度を有効に活用していただきたいと思い、本ガイドを作成いたしました。ぜひご活用ください。

『看護補助者との複数名訪問看護加算』の概要

「複数名訪問看護加算」とは

複数名訪問看護加算は、必要があつて、同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合の加算で、算定できるのは以下の対象者である。

なお、複数の看護師等のうち 1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） であることが必要である。

●加算の対象者

- ① 末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者（特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者）
- ② 特別管理加算の対象者（特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者）
- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤ その他利用者の状況等から判断して、①～④のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る）

●加算の区分

ア) 看護職員が「他の看護師等」と同行訪問を実施した場合

看護職員が他の看護師等（①保健師、②助産師、③看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥言語聴覚士、⑦准看護師）との同行による指定訪問看護を実施した場合は、週に1回に限り算定できる。額は①～⑥ 4,300円、⑦ 3,800円。

イ) 看護職員が「看護補助者」との同行訪問を実施した場合

看護職員が看護補助者との同行による指定訪問看護を実施した場合、3,000円を週3回まで加算できる。

ただし、上記の①～③の利用者については回数制限なし。

●看護補助者とは

訪問看護を担当する看護師の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）のほか、居室内の環境整備、看護用品および消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者で、資格は問いません。

看護補助者は、秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護ステーションに雇用されている必要があります。指定基準の人員には含まれないため、従業者の変更届の提出は必要ありません。

※看護職員を看護補助者として、複数名訪問看護加算を算定することはできません。

●看護補助者の業務範囲の考え方

看護補助者の業務範囲は、①看護の専門的判断を要さない業務であること、②医療に関する免許を必要としない業務であること、という2つの要素をふまえて策定することとされています*1。訪問看護ステーションの管理者および看護職員は、看護補助者が行うことが適当であるかどうかを判断した上で、同行訪問をする必要があります。

同行訪問する職員が看護職員とともに利用者の体調を判断したり、ケアや処置をする必要がある場合には、看護職員2名あるいは看護職員と理学療法士による訪問など、その判断やケア（訓練）を実施することのできる職種と同行することが望ましいでしょう。

※1 日本看護協会（2013）. 平成24年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業
看護補助者活用促進のための看護管理者研修テキスト

●対象者の一部は週の回数制限なし、1日に複数回の算定が可能

看護職員が看護補助者と同行訪問をした場合、週3回まで1回3,000円を加算できる。ただし、加算の対象者①～③（p2参照）については回数制限なく算定が可能です。

また、1日に複数回訪問看護ができる利用者（患者）については、要件に該当すれば看護補助者との「複数名訪問看護加算」を算定できます。

【参考】難病等複数回訪問看護加算

基準告示第2の1に規定する疾病等（p2複数名訪問看護加算の対象者①②と同様）の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を実施した場合に算定できる。

●看護補助者の利用者宅での滞在時間

看護職員と同行する看護補助者は、看護師が利用者宅（患宅）に滞在している間、ずっとその家に滞在している必要はありませんが、必ずその利用者宅において両者が同時に滞在する一定の時間を確保することが必要です。

●複数名訪問看護加算は、単に2名の看護師等又は看護補助者が同時に利用者宅を訪問したということだけで算定することはできません。同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な利用者が対象となります。

●複数名訪問看護加算の算定については、利用者又はその家族等の同意を得ることが必要です。

●看護補助者の研修のあり方

看護補助者が訪問看護ステーションの一員として、個人情報保護や安全で適切な業務を行うためには、以下のような研修や教育を受けることが望ましいでしょう。

- ・訪問看護ステーションの機能と役割、組織（法人）の特徴
- ・看護補助業務を行うための基礎的な知識・技術（利用者を尊重する基本的な考え方やコミュニケーション方法を含む）
- ・業務上の責任（守秘義務、個人情報保護、報告・連絡・相談、自己の健康管理）
- ・リスクマネジメントと感染予防
- ・利用者・家族への接遇やお宅を訪問する際の礼儀（マナー）
- ・個々の利用者を実施するケアや環境整備等に関する具体的な方法や注意点

看護補助者との同行訪問の事例とその効果

＜事例1＞ 人工呼吸器を装着した利用者の回路交換と全身の清潔ケア

人工呼吸器をつけている利用者の回路交換をする日に、看護師と看護補助者の2名で訪問をしている。看護師が先に到着し、バイタルサインや全身の観察が終わり、物品の準備をしている頃に、看護補助者に到着してもらおう。

回路交換をするときに、看護補助者には回路が落ちないように支えてもらったり、必要物品を手渡してもらったりしている。また、不測の事態があったときにアンビューバックを取り出してもらえるように、あらかじめアンビューバックの置き場所や形について看護補助者に説明をした。

回路交換後は、看護補助者に、次の交換時に再度使用するコネクターなどを消毒するための消毒薬を準備して物品の消毒をしてもらっている。この間に看護師は家族と話をしている。

ケアをするときには、体位変換時に回路が引っ張られることがないように、看護補助者に人工呼吸器の回路を保持してもらったり、側臥位を維持するために利用者の身体を支えてもらうことがある。



○利用者にとって

- ・看護師がひとりで回路交換やケアを行うよりも、回路に不要な力が加わることが少なく、無理な姿勢になることもないため、安楽にケアや処置を受けることができる。
- ・回路交換時のトラブルに備えられるため、不安が少ない。

○訪問看護師にとって

- ・2名で行うことで看護師も気持ちにゆとりを持ってケアをできる。
- ・看護師が大変そうにケアをしていると、利用者にも気を遣わせてしまうが、看護師がゆとりをもてることで、利用者も気持ちが楽なようである。
- ・家族と話をしている時間をとることができる。

○利用者の家族にとって

- ・看護師が急いでいると、会話も利用者の体調のことが中心になってしまうが、2名で訪問することで家族が看護師と会話をする時間ができ、介護者の心のケアにつながる。

＜事例 2＞認知症があり安静にしていることができない利用者の褥瘡処置

仙骨部と右大転子部に褥瘡があり、連日の処置が必要なため特別訪問看護指示書が発行されている高齢の女性。

処置について説明すると納得してベッドに臥位になるが、認知症があるため、すぐに忘れてしまう。また、本人にとっては、同一体位でいることと処置自体が苦痛であるため、処置中にも側臥位を保てず仰臥位になったり起き上がろうとしてしまうことが多かった。利用者が動いてしまうため、使用する物品を身体から離れたところに置くため、処置を効率よく行うことができず、時間が長くなってしまっていた。

利用者の夫も認知症があり、看護師が処置をしていると、訪問バッグを開けて中身を出してしまうことがあった。

看護補助者と2名で訪問するようになり、看護師が処置をする間、看護補助者から利用者に繰り返し声をかけてもらったり、物品を渡したりテープ類の準備をしたりしてもらうことにした。その結果、利用者は処置をされることを理解して、臥位で過ごせる時間が長くなり、また処置自体の時間も短縮できるようになったため、苦痛を減らすことができた。

訪問看護師が処置に集中している間は、看護補助者から夫に、看護師が処置をしていることや、訪問バッグの中身はこれから使うため触れないで欲しいということをその都度伝えてもらい、夫も「使うものが入っているのか」と納得し、訪問バッグに触れることはなくなった。

看護補助者は、認知症の人と接したことがなかったため、事前に利用者と夫の生活状況や日頃の会話などを伝え、適切なコミュニケーションをとれるようにした。



○利用者にとって

- ・処置をされることを不安に感じたり、なぜ横になるのか理解できないときにも、看護補助者が顔を見て声をかけて説明してくれることで、混乱することが少なくなった。
- ・処置にかかる時間を短縮でき、利用者が安静にする時間も短くなった。

○訪問看護師にとって

- ・2名で行うことで看護師も気持ちにゆとりを持ってケアをできる。
- ・物品を手渡してもらえることで、処置の時間が短縮できる。
- ・看護補助者が利用者に対面で声をかけることで、利用者への気持ちに沿うことにつながる。

○利用者の家族にとって

- ・複数の支援者と関わることで、コミュニケーションの幅が広がった。
- ・訪問看護師がしていることを説明してもらえることで、納得できるようになった。

Q 1 看護補助者には資格要件がありますか。また、訪問看護ステーションで雇用していない看護補助者でも算定できるのでしょうか。

看護補助者の資格は問いません。ただし、秘密保持や医療安全等を適切に行う必要があるため、当該訪問看護ステーションに雇用されている必要があります。

利用者宅を訪問する前には、必要な知識や感染予防、接遇などの研修や教育を受けることが望ましいでしょう。研修内容については p 4 に記載しているので参考にしてください。

Q 2 看護補助者との「同行訪問」とは、利用者宅の入室から退室まで 2 名で行うことをさすのでしょうか。

看護補助者は、同行する看護師が利用者宅（患宅）に滞在している間、ずっとその家に滞在している必要はなく、入室、退室とも別々であってもかまいません。ただし、必ずその利用者宅において両者が同時に滞在する一定の時間を確保することが必要です。

Q 3 看護師が週 3 回同行訪問した場合、1 回は看護職として、2 回は看護補助者として算定することはできますか。

看護師として職員が登録されている場合には、看護師を看護補助者としてみなすことはできません。週 1 回のみ算定（看護師 4,300 円）をします。

Q 4 複数名訪問看護加算の対象となる利用者に、看護師が週 1 回、看護補助者が週 3 回同行した場合、加算を週 4 回算定できますか。

算定できます。看護師等の複数名訪問看護加算と看護補助者の複数名訪問看護加算の料金は異なるので注意しましょう。

【参考】看護職員が他の看護師等（①保健師、②助産師、③看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥言語聴覚士、⑦准看護師）との同行訪問による指定訪問看護を実施した場合は、複数名訪問看護加算を、週に 1 回に限り算定できる。
（料金は①～⑥は 4,300 円、⑦は 3,800 円）

Q 5 1 日に複数回訪問看護ができる利用者については、複数名訪問看護加算についても同時に算定できるのでしょうか。

1 日に複数回訪問看護ができる利用者（患者）については、要件に該当すれば、複数名訪問看護加算も同時に算定できます。

【参考】「難病等複数回訪問加算」は下記の利用者に対して、必要に応じて 1 日に 2 回又は 3 回以上指定訪問看護を実施した場合に算定できる。

- ① 末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者（特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者）
- ② 特別管理加算の対象者（特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者）
- ③ 特別訪問看護指示書が交付された利用者

看護補助者との複数名訪問看護加算の活用のためのガイド Ver.1

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壹丁目参番館 401
TEL 03-3351-5898 FAX 03-3351-5938

発行日：平成 28（2016）年 4 月

ホームページ：http://www.zenhokan.or.jp

※本書の内容を引用・転載する場合は、出典を必ず記載してください。